

(令和9年度)重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業
(2)医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図り、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

県が設定する支援区域において、医師の勤務・生活環境改善のための施設整備に対する支援を行う。

(1) 補助対象

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）

(2) 支援区域

- ① 高梁・新見、真庭保健医療圏（高梁市、新見市、真庭市、新庄村）
- ② 津山・英田保健医療圏（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町）

※・事業については、予算の範囲内で、①～②の順に優先的に実施する。

・上記に記載の支援区域は令和8年度選定分であり、令和9年度事業実施の際に支援区域が変更となる可能性がある。

(3) 対象事業

対象経費	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室・医局 ・更衣室・浴室 等 ※住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。	1 / 2

3 補助対象経費及び補助率

補助対象	1 m ² 当たり単価	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室・医局 ・更衣室・浴室 等 ※医師以外も使用する場合は、医師の使用割合に応じて按分して経費を算出すること。 ※住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。 次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80 m ²	鉄筋コンクリート : 558,000 円 ブ ロ ッ ク : 444,000 円 木 造 : 362,000 円	1/2

5 要望書類の提出

(1) 提出書類

様式 2-1 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業総括表

様式 2-2 施設整備事業費内訳書

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日 (水) 17:00 (締切厳守)

(3) 問い合わせ先・書類提出先 (電子メール)

※件名を「医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業」とすること。

岡山県保健医療部医療政策課 重点医師偏在対策支援区域支援事業担当
 iryo@pref.okayama.lg.jp

6 留意事項

- 補助金の活用予定のある医療機関は、調査票を提出すること。調査票の提出があった医療機関に対し、交付申請等の案内を行う。
- 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性がある。
- 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、提出された事業計画に記載の要望額の全額、または一部を交付できない場合がある。

- ・ 本事業は岡山県地域医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となる。本事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されることを了承の上、必要書類を提出すること。
- ・ 本事業は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となる。国の事務の進捗に合わせて施設整備等を実施すること。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなるため、短期間での財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備とすること。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還する必要がある。
- ・ 事業の契約手続については、「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」又は「医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針」に従い行うこと。

